Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-05-11

クレール・セジャン＝シャザール『担保の実行』

瀬戸口，祐基

(Citation)
神戸法學雑誌,70(2):315-331

(Issue Date)
2020-09-30

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/81012483

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012483

KOBE UNIVERSITY

神戸法学雑誌第七十巻第二号二〇二〇年九月

クレール・セジャン＝シャザール『担保の実行』

瀬戸口　祐　基

はじめに

この書評では、フランスの民法学に関する著作として、リール大学の教授であるクレール・セジャン＝シャザールが著した『担保の実行』という表題の論文[(1)]（以下、「本論文」という。）をとりあげる。

本論文は、2017年にパリ第2大学にて博士論文として提出されたものである。セジャン＝シャザール教授は、その後本論文が2019年に公刊されるまでの間に、本論文によって複数の賞を受賞している。このことからもわかるとおり、本論文は既にフランスにおいて高い評価を得ている。

本論文が主題として採用しているのは、フランスにおいて2006年3月23日のオルドナンス第346号による担保法改正（以下、「2006年改正」という。）に際して広く認められるようになった、物的担保に係る担保権者が担保の目的である財産の帰属を付与される形式の、物的担保の実行方法である。すなわち、2006年改正によって、有体動産質、無体動産質、不動産質、抵当権のいずれについても、担保権者は、裁判所による介入を得るか、設定者との間で事

(1)　Séjean-Chazal C., La réalisation de la sûreté, thèse, 2019, Dalloz, Nouvelle Bibliothèque de Thèses, vol. 190, préf. Grimaldi M.

前に合意しておくことで、これらの物的担保の目的である財産の帰属を付与されるかたちで物的担保を実行できるようになった。このうち、裁判所の介入による方法は、「裁判による分配（attribution judiciaire）」と呼ばれものであり、もともとは動産質についてのみ認められていたのが2006年改正により一般化されるに至った[(2)]。これに対し、同様のことを事前の合意に基づいて行う場合、この合意は「流担保約定（pacte commissoire）」と呼ばれるが、こうした合意はもともとは禁止されていたのが2006年改正によって一般的に容認されるに至った[(3)]。著者はこのふたつを総称して「帰属付与（attribution）」と呼んでいるところ[(4)]、本論文は、この帰属付与が有する意義について考察するものとなっている。

そこでは、帰属付与に関する規律をめぐって2006年改正が残した不明確な点について解釈論と立法論の双方にわたるかたちで具体的な解決方法が提示されており、この意味において、本論文は実践的意義を有する研究として位置づけることができる。またその際、帰属付与をめぐる諸問題が法体系上どのように位置づけられるべきものであるかも整理されており、本論文は理論的意義をも有する研究となっている。特に後者の点については、帰属付与をめぐる諸問題についての考察から物的担保の新たな定義までもが導かれている。このことに表れているように、本論文は、前述のような特定的な主題を扱うものでありながら、その考察の射程は広く、まさに『担保の実行』という表題にふさわしい内容となっている。

---

(2)　裁判による分配は、日本法上の簡易な弁済充当（民法354条）に相当するものである。

(3)　流担保約定に類似するものとして、担保権者が法定の民事執行手続によらずして担保目的財産を売却することにより担保を実行することができる旨を定める合意を行うことが考えられるところ、このような定めは「自力売却条項（clause de voie parée）」と呼ばれている。ただし、流担保約定と異なり、自力売却条項は現在に至るまで一般的に禁止されている。

(4)　なお、著者は同じものを指して「所有権型実行（propriété-réalisation）」という呼称も用いている。

本論文はこうした内容の考察を、物的担保の実行が有するふたつの側面を意識するかたちで展開している。ひとつは、物的担保の設定者であるところの債務者に対する強制力の行使としての側面であり、本論文の前半部分はこの側面についての考察に割当てられている。もうひとつは、競合する他の債権者との関係での順位に従った処理を行う側面であり、本論文の後半部分はこちらの側面を扱っている。

この書評でも本論文のこのような構成に従い、まずは債務者に対する強制力の行使に関して本論文が論じる内容を確認した後（一）、競合債権者との関係での順位をめぐる問題についての本論文の考察内容を確認することで（二）、本論文の紹介を試みることとしたい。

一　債務者に対する強制力

(1) 序

本論文の第1部「債務者に対する強制力」は、債務者に対する強制力の行使としての帰属付与の理論的位置づけを確認したうえで（(2)）、この実行方法に関する規律の修正を提案している（(3)）。

(2) 強制力の行使における優遇の位置づけ

本論文において最も紙幅が割かれている箇所である、第1部第1編「強制力の行使における優遇の位置づけ」においては、帰属付与という物的担保の実行方法の理論的位置づけが行われている。

そこではまず、債務者の財産の価値に基づいて債権回収を図ることができるのは、債権が当然に内包する「一般担保権（droit de gage général）」という法的地位に基づくものであって、物的担保に係る担保権者が担保の目的である債務者の財産の価値に基づいて債権回収を図る場合も、これ自体は物的担保に基づくものではなく、一般担保権に基づくものであることが確認されている。ここでいう「一般担保権」とは日本法上の債権の掴取力に対応するものであり、

債権の弁済がない場合に執行手続を通じて債務者の財産を売却しその代金をもって債権回収を行うことができる法的地位を指す。この法的地位は債権に当然に伴うものであって、物的担保に係る担保権者が担保の目的である債務者の財産を売却しその代金をもって債権回収する場合も、この一般担保権を根拠とするのであって、これ自体は物的担保の存在を根拠としているわけではないとされているわけである。

ただしこのことは、その直後に続く歴史分析によって相対化されている。すなわち、ローマ法上の展開に注目して、債務者の財産の価値に基づいて債権回収を図る地位が、もともとは債権者に当然に認められていたわけではなく、まずは物的担保に係る担保権者に認められるようになった後、これが一般化されることで債権者が当然に享受することとなったことを確認することで、物的担保に係る担保権者が一般担保権をもって担保目的財産の価値に基づいて債権回収を行うという法律構成が必然性を有しないことを示唆しているのである。

しかし、いずれにしても、被担保債権の弁済がない場合に担保目的財産を売却しその代金をもって債権回収する際には、一般担保権に依拠することとなっており、それゆえ、こうしたかたちで物的担保を実行する際には民事執行手続法上の規律に服する必要がある。したがって、債務者の財産の売却というかたちでの物的担保の実行を想定する限りにおいては、物的担保は、債務者に対する強制力の行使の局面においては何ら有利な条件をもたらすものではなく、強制力が行使された後、売却により得られた代金を配当する段階に至って初めて優先権に従った配当というかたちで意義を発揮するものということになる。

このことと関連して紹介されているのが、債務者の財産の民事執行手続法上の規律に基づく売却とは異なる方法により物的担保を実行することに対して向けられてきた警戒心である。具体的には、フランスでは流担保約定や自力売却条項が原則として禁止されてきたことが紹介されている。そしてその原因として、特に、債権者に暴利を与えてしまうことに対する危惧があることが指摘されている。しかし、このことは逆に、債権者に暴利を与えるおそれがない場合にはこれらの方法の利用可能性が開かれることを意味し、現に2006年改正以

前においても、このことが認められていたことが確認されている。また、やはり2006年改正以前においても、一部の債権者については、債務者の財産の民事執行手続法上の規律に基づく売却とは異なる方法による物的担保の実行が正面から認められていたこともあわせて指摘されている。

そのうえで、2006年改正により、物的担保に係る担保権者が担保の目的である財産の帰属を付与される形式の物的担保の実行方法が一般的に容認されるようになったことも、こうした展開の延長線上にあるものとして正当化されている。すなわち、この実行方法による場合、公権力の関与の程度は大きく制限された状態で、担保権者は債務者の財産の所有者となるかたちで債権回収を果たすこととなるのであるが、このとき、債務者の財産の価額が客観的に評価されるとともに、この価額が被担保債権の残額を超過する場合には差額が債務者に対して返還されることによって、債権者が暴利を得ることがないことが保障されており、このような債権回収方法に対する危惧が克服されていることが確認されている。

こうして、2006年改正により一般的に容認されるに至った帰属付与による物的担保の実行の正当性が確認された後に行われているのが、この実行方法の適用領域の確認である。著者は、明文の規定がある有体動産質、無体動産質、不動産質、抵当権のほか、先取特権についてもこの方法による実行が認められるとして、伝統的な型の物的担保一般にその適用を認めるにとどまらず、譲渡担保や所有権留保についても、これらは黙示の流担保約定によって実行されるものであるとすることによって、同様の実行方法を採用するものとして整理している。この結果、帰属付与は、譲渡担保や所有権留保といった所有権型の物的担保を含む、物的担保一般に認められる実行方法として位置づけられることとなるわけである。

こうして、2006年改正により帰属付与が物的担保一般に認められる実行方法となったことを確認した後、著者は、この帰属付与の法的性質について検討している。そこでは、帰属付与の法的性質をめぐっては、これを代物弁済とする等の様々な見解が示されているものの、これらの見解は、帰属付与が、被担

保債権の弁済がない場合に債務者の同意を得ずして行うことができるものであり、それゆえ執行手続そのものにほかならないことを見落としていることが批判されている。

したがって、著者の理解によれば、帰属付与は、物的担保に対して一般的なかたちで認められる、特別な執行手続であるということになる。そこで著者は、物的担保が、前述したように伝統的には優先権の存在により配当の段階ではじめてその意義を発揮するものであったところ、現在ではこの段階に先立つ強制力の行使の段階においても担保権者に有利な地位を与えるものといえることから、前者の点のみならず後者の点をも織り込んだかたちで物的担保を再定義することを試みている。この結果、物的担保は、「債権者がその一般担保権により有する権能を、平等の破棄という技術によって、債務者の単一又は複数の財産上において強化することを目的とする、執行に係る権利の積極的修正」として再定義されている[(5)]。そして、この定義の下では物的担保に分類されないものがいくつか具体的に挙げられたうえで、帰属付与は、債権者一般にではなく物的担保を有する者にのみ認められるべき強制力の行使であり、それゆえ前述の「平等の破棄」に該当するものであるところ、これは優先権という配当段階での「平等の破棄」とは区別される、独自の意義を有するものであることが説かれている。

(3) 強制力に関する制度の修正

続く第1部第2編「強制力に関する制度の修正」では、ここまでで示された理論的整理に基づき、解釈論と立法論の双方にわたるかたちで、具体的な法的規律が提案されている。

そこではまず、帰属付与による物的担保の実行も執行手続にほかならないという前述の理解に基づき、帰属付与にも執行手続に関する一般的規律が適用されることが説明されている。具体的には、執行手続の指導原理であるところの、

---

(5)　Séjean-Chazal C., supra note 1, p. 187, n° 139.

債権者に認められる執行方法の選択の自由が、帰属付与についても認められ、それゆえ、流担保約定が存在していたとしてもそのことによって当然に他の実行方法の選択可能性が失われるわけではなく、担保権者はなおも帰属付与によらずして自らの物的担保を実行することができることが語られている。ただし、この指導原理自体がいくつかの制約を予定するものであることから、帰属付与による実行についても選択の自由が制約されることがありうることが指摘されたうえで、その制約のあり方が、執行手続一般が問題となる場面と、執行手続のうち物的担保の実行が問題となる場面と、物的担保の実行のうち帰属付与による実行が問題となる場面とで、異なることがないかが検証されている。

また、同じく執行手続に関する一般的規律として、執行手続の開始に関する規律も、帰属付与に適用されることが語られている。具体的には、執行手続の開始を制限する実体的規律として、倒産手続の下での個別的権利行使の制約に関する規律や差押禁止財産に関する規律の適用可能性が示されたうえで、帰属付与が執行手続の開始要件を満たすものであることを保障するための手続的規律として、債務名義に関する規律と裁判所の管轄に関する規律についても、やはり適用があることが示されている。

こうして、執行手続に関する一般的規律の適用可能性を肯定する一方で、著者は、帰属付与が他の執行手続にない特性を有することも意識して、帰属付与に特有の規律を、執行手続に関する特別法として確立すべきことをも提唱している。その際、特別な執行手続としての帰属付与に固有の規律については、現行法上は不明確な点が残されていることから、この点を補う必要性があることが指摘されている。具体的には、設定者である債務者を保護するためのものである、帰属付与に際しての担保目的財産の価額評価に関する規律と、この価額のうち被担保債権の残額を超過する分の債務者への返還に関する規律について、さらなる明確化が必要であることが指摘された後、担保目的財産の所有権の帰属付与による担保権者への移転についても、その所有権移転時期や瑕疵担保責任の適用可能性等につき、この所有権の移転が執行手続として行われるものであることをふまえた規律の明確化が必要であることが指摘されている。

こうして、帰属付与を一定の固有性を有する民事執行手続として位置づけることによって、帰属付与に関する規律を具体化・明確化することを試みた後、著者は、帰属付与のこのような位置づけとの関係で問題視されるべき、現行実定法上の諸規律の非一貫性や非統一性を解消すべきことを提唱している。

その具体的な提案内容としてまず示されているのが、物的担保の実行方法のひとつとしての帰属付与に関する規律を統一することである。この統一は、一方で、物的担保の実行に関する総則的規律と、この規律との関係では各則として位置づけられるべき帰属付与に関する一般的規律とを、成文法上整序されたかたちでまとめて配置することによって行われるべきとされている。また、規律の統一は、他方において、倒産手続との関係でも実現されるべきことが指摘されている。すなわち、フランス法上は、倒産手続との関係での帰属付与に関する規律が、担保目的財産の性質がいかなるものであるか、さらには、帰属付与が裁判による分配と流担保約定のいずれによって行われるかによって、異なる内容となっているところ、著者はこれを非合理的なものであると考え、いずれの点についても、規律内容を統一すべきことを主張している。

こうした、帰属付与に関する規律の統一を提案した後、著者はさらに、所有権留保や譲渡担保のような所有権型の物的担保についても考察を行っている。すなわち、(2) で前述したように、著者は、これらの物的担保について通常想定されている実行方法を黙示の流担保約定によるものとすることによって帰属付与の一種として位置づけていることから、ここまで帰属付与について検討してきた内容を所有権型の物的担保にも及ぼすことで、所有権型の物的担保と伝統的な型の物的担保との間での規律の統一をも提唱しているのである。これは、設定者である債務者と担保権者である債権者との間の利害調整を現行制度よりも適切かつ明確なものとするものであるとされている。

このような、伝統的な型の物的担保についての規律と所有権型の物的担保についての規律とを統一しようとする発想は、前者に後者をそろえる方向のみならず、後者に前者をそろえる方向にも作用している。その具体的な表れとしてとらえられるのが、著者が提唱する、担保権者が帰属付与によってではなく売

却によって物的担保を実行する場合に、より簡易な方法で売却を行えるようにすべきとする主張である。そこでは、現行法上は自力売却条項に基づき担保目的財産を売却することが禁止されていることが注目されており、こうした禁止が理論的根拠に乏しく、また現に実定法上もこの禁止を緩める方向の動きが生じていることが指摘されたうえで、このような私的執行を一般的なかたちで容認すべきことが主張されている。そして、この私的執行に関して、流担保約定に関する考察内容を参照しつつ、あるべき規律内容が具体的に提示されている。

ただし、このような立法論は現行法との隔絶も大きいことから、次善の策として、裁判所の関与を前提としつつもより簡易な仕方で担保の目的である財産を売却することを、物的担保に係る担保権者に対して、設定者との間での合意の有無にかかわらず一般的なかたちで認めることも提案されている。

(4) 小括

こうして、物的担保の実行が有する、債務者に対する強制力の行使という側面に注目するとき、2006年改正によって一般化された帰属付与は、この改正により新たに帰属付与による実行が認められるようになった伝統的な型の物的担保に係る担保権者はもちろんのこと、所有権型の物的担保に係る担保権者も含むかたちで、物的担保に係る担保権者に一般的に認められるようになった、特別な民事執行手続として位置づけられるものであり、またそういうものとして、さらなる規律の整備が行われるべきこととされているのである。

二　競合債権者との関係での順位

(1) 序

本論文の第2部「競合債権者との関係での順位」は、2006年改正により一般化された帰属付与は、この方法によって物的担保を実行する担保権者が他の債権者を排除したかたちで独占的に債権回収を果たすことを認めるものでない

ことを確認したうえで（(2)）、この実行方法が選択された場合において具体的にどのようにして他の債権者の権利が尊重されるべきであるかを論じている（(3)）。

(2) 帰属付与を受ける債権者を利する排他性の不存在

第2部第1編「帰属付与を受ける債権者を利する排他性の不存在」では、帰属付与による物的担保の実行が、競合債権者を排除したかたちでの独占的な債権回収を可能とするような理論的正当性を備えるものでないことが示されている。

まずは、債権者の排他的な債権回収を法技術的に可能とするものとして一般に位置づけられている留置権をもって、帰属付与による排他的な債権回収を基礎づけることができるか否かが検討されている。そこでは、帰属付与を留置権の延長として捉える見解等が紹介されたうえで、現行実定法上は、留置権の存在を前提としない場合であっても広く帰属付与による物的担保の実行が認められていることから、留置権の存在をもって帰属付与による排他的な債権回収を導くことはできないことが説明されている。

次に、留置権と並んで債権者の排他的な債権回収を法技術的に可能とするものとして一般に位置づけられている所有権をもって、帰属付与による排他的な債権回収を基礎づけることができるか否かが検討されている。その際、帰属付与の結果として担保権者は担保の目的である財産の所有権を取得するところ、所有権が排他的な性質を有するものであることを根拠として、当該担保権者は排他的な満足を得ることができるとする見解等が紹介されている。そのうえで、帰属付与の結果として債務者が担保の目的である財産の所有権を失うことにより、追及権を伴わない物的担保に係る債権者が以後は当該財産について権利行使をすることができない点では、帰属付与による所有権の移転には競合債権者を排除する側面があることを認めつつも、追及権を伴う物的担保に係る債権者はなおも当該財産について権利行使をすることが認められることに加え、帰属付与により当該財産の所有権を取得した債権者は当該財産につき所有権を

有することを主張する他の者との間での対抗問題にさらされる可能性が残ることから、必ずしも当該財産の所有権を取得することによって独占的な満足が保障されるわけではないとしている。

こうして、排他的な債権回収を基礎づけるものとして通常位置づけられている留置権と所有権のいずれもが帰属付与による債権回収の排他性を導くものでないことを確認した後、著者は、帰属付与という物的担保の実行方法が有する何らかの特殊性がこの方法による債権回収の排他性を基礎づけることとならないかを検討している。

そうした特殊性としてまず注目されているのが、帰属付与の場合には、担保の目的である財産の換価が予定されておらず、それゆえこの換価によって得られた弁済原資を複数の債権者に対してその優先順位に従って配当することが想定されないという点である。実際、学説の中には、この点に注目して、帰属付与は競合債権者による債権回収を阻むものであるとするものが存在することが紹介されている。しかし、こうした考え方に対して、著者は、担保目的財産の換価による弁済原資の出現がないにもかかわらず債権者間での優先順位に従った配当が予定されている局面として、不動産の受贈者による当該不動産に係る抵当権及び不動産先取特権についての担保権消滅請求の例を挙げ、担保の目的である財産の金銭評価さえ行われれば、実際に換価をするまでもなく、債権者間での優先順位に従った配当を行うことができるとしている。

そこで、排他的な債権回収を基礎づけうる帰属付与の特殊性として、著者が最後に注目しているのが、帰属付与に係る民事執行手続への競合債権者の参加可能性が存在しないことである。すなわち、伝統的な民事執行手続の下では、民事執行手続の開始につき競合債権者が情報提供を受ける局面が存在するとともに、開始された民事執行手続に参加するための機会が競合債権者に保障されているところ、帰属付与については、このうち特に競合債権者への情報提供が予定されていないことが指摘されている。また、仮に情報提供がないにもかかわらず競合債権者が手続に参加することがあったとして、その場合の具体的な帰結につき定める明文の規定が存在しないことも指摘されている。

このように、帰属付与に係る民事執行手続については、競合債権者の手続への参加が明確なかたちで予定されていないということができるが、著者は、このことをもって競合債権者がその優先権に基づいて担保目的財産から債権を回収する可能性を排除するべきではないと考えている。この主張を基礎づけるために、著者は、債権者間の優先順位の変動を予定する複数の法制度を検討し、いずれの法制度においても、優先順位の変動により不利益を被りうる競合債権者の利益を確保するための仕組みが用意されていることを指摘している。そして、同様の仕組みを欠き、物的担保に係る担保権者のうちのひとりが自らの意思のみによって実行することができる帰属付与については、競合債権者による債権回収可能性を排除することは適切ではないとし、また立法者が競合債権者による債権回収可能性の排除を意図していたと考えるに足る明文の根拠も存在しないことを指摘している。

(3) 競合債権者の権利との間での帰属付与の調和の確保

続く第2部第2編「競合債権者の権利との間での帰属付与の調和の確保」では、帰属付与が行われる場合において、具体的にどのようにして競合債権者の利益が確保されるべきかが検討されている。

その際、まずは、第1順位担保権者以外の担保権者が帰属付与により自らの物的担保を実行する場面を念頭に置いて検討が進められている。このような場面については、前提として、そもそもこれらの後順位担保権者が帰属付与を利用することができるか否かが問題となるところ、著者は、判例が、後順位担保権者が帰属付与により物的担保を実行することを認めていることや、立法者も帰属付与の利用資格を制限するための規定を設けていないこと等を確認したうえで、競合債権者の利益が確保されるのであれば、後順位担保権者による帰属付与の利用を否定する理由は存在しないとしている。

そこで、競合債権者のうち、帰属付与を受ける担保権者よりも優先順位の高い担保権者が現行法の下でどのように処遇されることとなっているのかが検討されている。この問題について、著者は、これらの先順位担保権者が追及権を

享受すべき立場にあるとすれば、担保目的財産の所有権が帰属付与により他の担保権者に移転したとしても、追及権により、なおも当該財産に対して物的担保を行使することができるため、特段の不利益を被ることはないとしている。他方、帰属付与を受けた担保権者の側では、先順位担保権者に対する第三者弁済により追及権の行使を免れるとともに弁済による代位を享受することができること、また、仮に追及権を行使されてしまったとしても、その場合には債務者に対して求償権を行使することができるのみならずその際にはもともと有していた優先順位に従って権利行使をする可能性が残されていること等を指摘している。

ただし、これらの方法の利用可能性にもかかわらず、先順位担保権者による追及権の行使可能性の存在によって、帰属付与を受けた担保権者の地位が不安定なものとなることは否定できないとしている。この点につき、著者は、帰属付与を受けた担保権者の地位をより強固なものとするための立法論を展開している。その際、著者は様々な立法論上の選択肢について検討しているが、その中でも特に踏み込んだ内容の立法的選択肢として検討しているのが、帰属付与に係る担保権消滅請求の自動化である。しかしこの方法については、著者は、こうした担保権消滅請求制度を導入するためには、担保目的財産の金銭評価の適切性を保障することや、同一財産に係る他の担保権者の手続参加の機会を保障することが必要となるところ、この結果、帰属付与に係る手続が重くなり、この実行方法に期待されている簡便性や迅速性が損なわれることを指摘している。

こうして、立法論を加味したとしても、第1順位担保権者以外の担保権者による帰属付与の利用が不都合を抱えることを確認した後、著者は次に、第1順位担保権者が帰属付与により自らの物的担保を実行する場面について検討している。前述したように、著者は、現行実定法上は帰属付与の利用資格は第1順位担保権者のみに制限されているわけではないと考えているが、学説上は多数の見解がこのような制限を肯定していることを紹介した後、第1順位担保権者が帰属付与を利用する場合には、後順位担保権者が帰属付与を利用する場合と

異なり、先順位担保権者による追及権の行使を受けることがなく、その意味では帰属付与の有用性がより高くなることを認めている。ただし、仮に第1順位担保権者のみに帰属付与の利用資格を制限するとした場合、このような制限の実効性を保障するための制度的仕組みが現行法においては欠けていることを指摘している。

こうして、現行法の分析としては帰属付与の利用資格の制限に消極的な考え方を示した後、著者は、こうした制限を行うか否かにかかわらず問題となるものとして、帰属付与が行われた後の後順位担保権者の処遇を検討している。具体的には、ある財産について帰属付与を受けた担保権者が、当該財産について他の担保権者が存在する場合において、当該財産の価額が自身の被担保債権の残額を超えるときにその差額の分だけ支払うべきこととなっている供託金について、どのような規律が行われることとなるのかが検討されている。そこではまず、後順位担保権者は必ずしもこの供託金について権利行使をしなければならないわけではなく、追及権の存在ゆえに担保目的財産に対してなおも権利行使をすることができ、ただ追及権を行使する際には帰属付与を受けた担保権者ももともと有していた優先順位に従った処理を受けることとなることが説明されている。このため、後順位担保権者にとっては、供託金に対する権利行使は、追及権の行使と並ぶ債権回収のための選択肢として位置づけられることを確認したうえで、著者は、この供託金の後順位担保権者間での配当については必要な手続の制度化が行われていないことを指摘している。

これらの現行法についての分析を踏まえ、著者はさらに立法論に立ち入っている。その際には、第1順位担保権者のみに帰属付与の利用資格を制限することも立法的選択肢のひとつとして位置づけたうえで、こうした制限の実効性を確保するために、ある担保権者による物的担保の実行手続の開始に関する情報が他の担保権者にも伝わるような仕組みを整え、当該手続に他の担保権者が参加できるようにすることが考えられるとしている。

また、このような制限について明文化するか否かにかかわらず問題となる供託金の配当に関しては、勤勉な後順位担保権者や裁判所の主導により配当手続

が実施されることを主として想定して、どのような制度設計がありうるか、複数の選択肢が具体的に検討されている。その際には、特に、帰属付与に関する手続が開始した段階で後順位担保権者を関与させるか、帰属付与に関する手続が完結した後に独立の手続としての配当手続において後順位担保権者を関与させるかによって、制度像が大きく異なりうることを指摘したうえで、具体的にどのような制度を構築することが望ましいかを検討している。

(4) 小括

こうして、物的担保の実行が有する、競合債権者との間での優先順位に従った債権回収という側面に注目するとき、帰属付与は、競合債権者を完全に排除したかたちでの独占的な債権回収を実現するものではなく、第1順位担保権者以外の担保権者が帰属付与を利用する場合には先順位担保権者は主として追及権の行使によって自己の利益を確保し、逆に、第1順位担保権者が帰属付与を利用する場合には後順位担保権者は主として供託金の配当によって自己の利益を確保することが想定されるところ、いずれの場合についても現行制度は必ずしも満足のいくものでないことから、立法的対応が行われるべきこととされているのである。

おわりに

ここまで、本論文の概要を、基本的には本論文の構成に従って紹介してきた。

そこで見たように、本論文は、物的担保の実行が有する、設定者であるところの債務者に対する強制力の行使という側面と、競合債権者との間での優先順位に従った債権回収という側面の、それぞれについて、帰属付与の理論的位置づけを確認したうえで、そこから導かれるべき具体的な規律を、時には立法論にも立ち入りながら、提示するものとなっている。

そして、こうした内容を展開するにあたって、著者は、物的担保の実行にかかわる様々な法制度の間での連関や整合性を意識するという、一種の体系的思

考を採用している。そのため、帰属付与それ自体にとどまらず多様な法制度が検討対象に含まれているのであるが、これらを検討する際に採用されている体系的視点が明快なものであるため、多岐にわたる問題が十分に整理されたかたちで検討されている。そしてこのことが、本論文において著者が主張する内容の説得力を基礎づける結果となっているということができる。

もちろん、著者の個々の主張の中には、反論がありうるものも少なくない。例えば、一（2）で紹介したように、著者は、譲渡担保や所有権留保の実行方法を黙示の流担保約定によるものとすることによってこれを帰属付与の一種として位置づけているが、この考え方は、譲渡担保や所有権留保についてはその実行が行われるまでの間はまだ担保権者には担保目的財産の所有権が移転していないという理解を前提とするものである。しかし、学説の中には、譲渡担保や所有権留保についてはその設定の時点で既に担保権者に担保目的財産の所有権が移転しているとする見解も有力であり、この見解からすれば、これらの物的担保の実行方法についての著者の分析は受け入れられないこととなりうる。また、他の例として、二（2）で紹介したように、著者は、帰属付与は独占的な債権回収を可能とするものではないと主張しているが、帰属付与を独占的な債権回収手段とすることを求める声も根強く、そうした立場からは、著者の主張は受け入れがたいこととなる。

しかし、こうした個々の点についての賛否に関わらず、本論文において著者が示している体系的視点は、物的担保の実行に関して種々の法制度の相互関係を意識させ、場合によっては既存の法制度の問題点を浮き彫りにする、有益なものであると考えられる[(6)]。したがって、こうした視点を提供する点に、本論文の重要な功績のひとつを見出すことができる。

本論文は専らフランス法の検討を行うものであって、その成果を、フランス法とは様々な意味で異なる日本法に直接持ち込むことができないことは言うま

(6)　著者の指導教員であったミシェル・グリマルディ教授も、本論文の公刊に際して、その序文において、類似の指摘を行っている。V. Grimaldi M., Préface, in Séjean-Chazal C., supra note 1, p. XVI.

でもない。しかし、物的担保の実現に関する諸問題を考察するためのひとつの優れた体系的視点を示した点に本論文の功績が見出されることを意識するならば、類似の視点に基づいて日本法を分析することが可能であるか、という興味深い問いが立ち現われる。その意味では、本論文は、日本の法律家にとっても、注目に値するものであると考えられる。